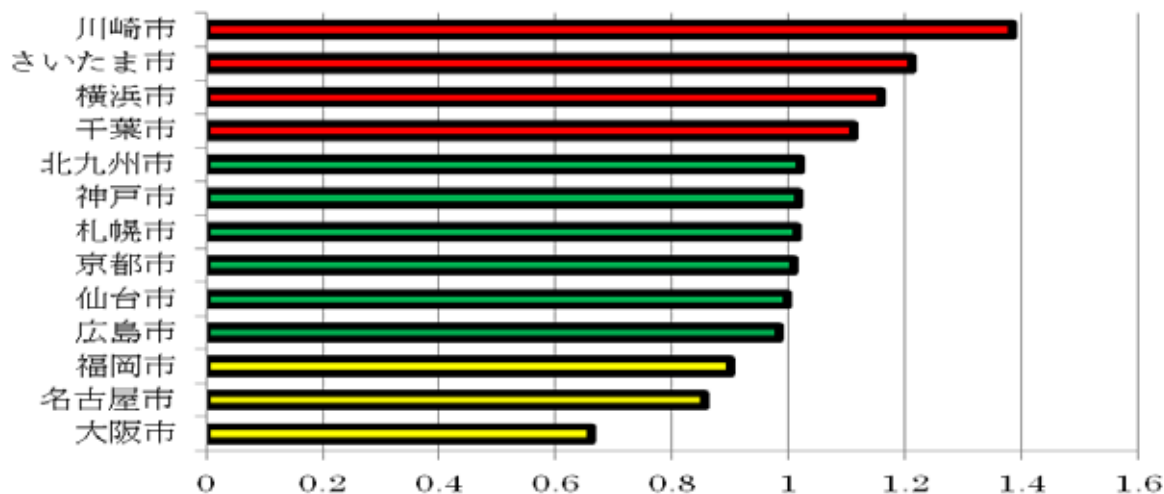


「市民・市内」三種に分けられる主要政令指定都市の構図

市民所得/市内所得の比率



(資料) 各政令指定都市市民所得統計等より作成。

安倍政権の成長戦略において地域活性化は大きな柱の一つとなっている。そこでは、地域の資源を掘り起こして、世界と結び付けるネットワーク形成が大きなカギを握る。そのカギのひとつが「大都市制度」である。現行の政令指定都市制度を見直し、特別自治市等新たな大都市制度の検討が求められる大きな理由として、行政体系の問題にとどまらず世界と結び付けるネットワークの核として大都市の「ハブ機能」の強化・充実が不可欠となっている。グローバル化の中で少子高齢化が進行する21世紀では、地域の公共サービスを支える従来の「中軸機能」だけでなく、経済社会を問わず国内外に対する多面的なネットワークとしての「節」、すなわち結合の核たる「ハブ機能」としての役割が極めて重要となる。その核のひとつを形成するのが大都市に位置する政令指定都市である。

しかし、ハブ機能の発揮に向けた既存の政令指定都市間の位置づけには大きな違いがある。たとえば、国内の他地域との結び付きを見るため、主要政令指定都市の「市民所得÷市内所得」の比率(以下「市民市内比率」)の比較を行うと図のとおりである。市民所得とは、市内所得に「市外からの所得受取-市外への所得支払」を加えた概念であり、各政令指定都市の市民の経済活動の実態を表していると同時に周辺地域との相互関連性の基本構図を意味している。この市民市内比率を見ると主要政令指定都市は、大きく三種類に分けられる。「1」以上の川崎市、さいたま市、横浜市、千葉市、「1」以下の福岡市、名古屋市、大阪市、「1」前後のその他の市となる。「1」以上の市は「市民所得が市内所得を上回っており、市外からの受取所得が多い」政令指定都市、「1」以下の市は「市民所得が市内所得を下回っており、市外への所得支払が多い」政令指定都市である。「1」前後は、市内と市外がほぼ同額であり市外からの受取所得と市外への所得支払が同じ政令指定都市である。「1」以上の市は市内に加えて市外からの所得受取が多い地域であり、具体的には東京のベッドタウン等としての位置づけにある地域である。これに対して「1」を大きく下回る大阪市等は他の地域への所得支払が多い地域であり、広域な地域の経済活動・住民生活の中核的位置づけにある。さらに、「1」前後の市は形態の違いはあるものの自己完結的性格が強くサービス業中心等の形態が多い。いずれにせよ、「市民市内比率」の視点だけからも現行の政令指定都市は大きく三種類に分けられ、それぞれで異なる機能と位置づけがあり、それに合わせた多様な大都市制度の形成が必要となる。